

一般販売条件(カプセル)

クオリカプス株式会社

(2026)

クオリカプス株式会社(「売主」)と顧客(「買主」、総称して「両当事者」、それぞれを「各当事者」という。)の間の、売主が販売するカプセル商品(「商品」)の売買取引は、売主が書面で別段の定めをしない限り、本一般販売条件(「本条件」)に従う。

1. 完全合意

1.1. 本一般販売条件及び両当事者が書面により相互に合意した取引条件(「取引条件」、総称して「本契約」という。)は、両当事者間の完全合意を構成する。本条件書と取引条件との間に矛盾がある場合、取引条件が優先するものとする。本契約の追加、変更又は修正は、本契約に言及し文書による場合を除き、有効ではない。

2. 発注

2.1. 買主は、合意されたリードタイム(生産及び輸送のリードタイムを含む)又はかかる合意がない場合には、買主の要望に基づき売主が買主に通知した売主のリードタイムに従い、売主の商品の発注(「発注」)をする。
2.2. 発注は、売主が署名又は押印済みの発注確認書を送付した場合に限り、確定する。別段の方法による合意がなされている場合は、この限りではない。
2.3. 買主は、リードタイムを過ぎた場合、又は発送の10営業日前以降にはいかなる場合にも、発送の取消し、変更又は停止をすることはできない。但し、売主の書面による同意がある場合はその限りではない。商品の発送後は取消しできない。

3. 数量及び納期

3.1. 買主による発注が売主により書面で明示的に受諾されない限り、取引条件記載の数量は両当事者を拘束しない。
3.2. 売主は、上記第3.1条に基づき、取引条件に記載された数量を限度に取引条件で合意された納期で買主に商品を供給する。
3.3. 納期は可能な限り正確に表示されるが、売主の調達、生産、輸送及び保管の状況によって、変更があり得るものとする。納期が売主によって書面で確認されている場合も同様である。

4. 納品、輸送及び検査

4.1. 商品は、発送にあたり、売主の標準包装仕様又は売主が署名したその他仕様書に従い梱包される。包装に関しては、法規制を遵守する。
4.2. 買主は、生産の際、梱包状態のまま荷姿、品名、数量、ロット番号等について外観上の検査(「入荷検査」という)を行う。入荷検査中に何らの不適合(製品又は梱包の破損、製品違い、数量の過不足を含むが、これらに限定されない)を発見しなかった場合、買主は、直ちに(ただし、受領後5営業日以内に)商品の領収書を売主(又は配送業者)に交付するものとする。入荷検査中に不適合を発見した場合、買主は、直ちにその詳細を売主に通知しなければならない。なお、当該通知を行うに際しては、原則として、当該通知には、不適合にかかる写真を添付しなければならない。
4.3. 書面で別途合意した場合を除き、前項に従って製品を受領した後、買主は、別途協議の上定める試験方法による品質検査(「受入品質検査」)を遅滞なく実施する。商品が受入品質検査に合格しなかった場合、買主は具体的な不合格理由を示して売主に通知する。商品を受領後30日以内に受入品質検査の可否に関する通知が買主から売主に到達しないときは、商品はすべて受入品質検査に合格したものとみなす。
4.4. 買主が商品の使用後に潜在的な不適合(欠陥)を発見した場合、(i)商品が第5条に従って使用されており、(ii)商品に対する所有権が売主から買主に移転した日から6ヶ

月以内である場合に限り、買主は、発見から2営業日以内に売主に書面で通知するものとする。

4.5. 商品の不適合(欠陥)が発見され、本条件書に基づき売主が責任を負う場合、買主は、発見後、商品を販売、使用してはならない。買主が、欠陥が存在することを立証した場合、買主の有する権利は、第5条又は法律に定める救済方法に限られる。

5. 保証

5.1. 売主は、商品を引渡すにあたり、別途書面で相互に合意しない限り、商品が未開封の状態において、売主の標準的な仕様と適合することを保証する。
5.2. 商品は、適用される法律、規制、および基準に準拠して製造される。
5.3. 製品仕様書に別段の記載がない限り、商品のうち、医薬製品については、経口又は吸入投与のためにのみ設計、審査されており、買主がその他の投与経路で商品を使用又は使用しようとした場合、買主の単独責任によるものとする。
5.4. 売主は、品質保証期間、賞味期限又はリテスト日により設定された使用期間を超えて商品が使用された場合、潜在的か否かを問わず、品質を保証しない。
5.5. 仕様違反を主張する書面通知を受領した後、商品が上記の保証を満たさなかったと売主が判断した場合、買主は、売主の費用負担で、事前に売主から書面による承諾を得た上で、当該商品を売主の指定する保管場所に引き渡すことができる。売主は、商品を交換するか、商品代金を返金する。この交換又は返金は、誤用された商品や事故又は不適切な取り扱いにより損傷した商品には適用されない。保証、契約、不法行為(過失を含む)その他に基づくか否かを問わず、商品に関する売主の責任及び買主の唯一の救済は、上記に限定され、当初の商品価格を超えないものとする。本条件書に定める通り、上記に定める保証期間の満了をもって、すべての売主の責任は終了するものとする。売主は、買主がクレームを行う商品のサンプルを要求し、試験する権利、及び当該商品の買主の保管場所を調査する権利を有する。

5.6. 買主が欠陥を通知後に商品を使用した場合、又は買主が売主の指示に従わなかったために欠陥が生じた場合には、売主は、上記に規定する本第5条の保証の違反について責任を負わない。

6. 価格及び支払条件

6.1. 商品の代金は、両当事者により合意された価格に従い請求される。請求書は、両当事者により合意された支払条件に従い発行される。
6.2. 書面による別段の合意がある場合を除き、売主から提示された取引条件記載の価格が、その後の発注によって承諾された場合、当該取引条件及び本条件書上のすべての条項は黙示に承諾されたものとみなす。
6.3. 発注又は本契約の締結時に予測不可能かつ売主の外で生じた法令又は規則、経済状況、その他の特別な事由の変更が、当事者の義務の履行を妨げ、又は困難にするほど両当事者間の商取引上の経済的基盤を混乱させる場合には、両当事者は、誠意をもって再交渉するものとする。

7. 危険負担

7.1. 書面で別途合意した場合を除き、商品の所有権は、受入品質検査に合格したときに売主から買主に移転するものとする。
7.2. 商品の納品前に生じた滅失、毀損、変質その他一切の損害は、買主の責に帰すべき場合を除き、すべて売主の負担とする。商品の納品後に生じた滅失、毀損、変質の他一切の損害は、売主の責に帰すべき場合を除き、すべて買主の負担とする。

8. 賠償及び責任制限

8.1. 各当事者は、該当する法律の適用範囲において、本契約若しくは発注に基づく義務の履行又は遵守にあたり、自らの適用法の不遵守等の故意又は過失若しくは信義則上これらと同視すべき事由に相当する不正行為に基づく、請求、要求、訴訟手続き及び訴訟原因について、相手方当事者に賠償するものとする。いかなる場合においても、売主、売主のライセンサー、代理店並びに売主の取締役、役員及び従業員は、明示的若しくは黙示的保証の違反又は不履行、契約違反、不実表示、過失、不法行為その他の事由に起因する。本契約に規定する上限額を超える直接損害、逸失利益、事業の損失、第三者に提供された費用、支払手当又は間接損害(予見可能か否かを問わず、買主若しくは買主の顧客の請求に基づく派生的、特別、懲罰的又は付随的損害を含むが、これらに限定されない)に対して責任を負わないものとする。さらに、いかなる法的措置又は手続きによるものであっても、売主、売主のライセンサー、代理店その他の売主の関係者が負う責任額の上限は、1取引及び1暦年あたり、本契約の取引金額又は100万ユーロ(1,000,000ユーロ)のいずれか低い方とする。
8.2. 本第8条は、本契約又は発注の解除又は終了後も存続するものとする。

9. 解除

9.1. 各当事者は、次のいずれかの事由が生じた場合、いつでも本契約及び発注を解除することができる。(i)相手方当事者が継続事業としての機能を停止し、倒産を宣言し、管財人を選任し、債権者の利益のために自己の資産を譲渡し、又はその他の倒産法の利用があった場合、(ii)本契約又は発注の違反について60日間の期間を定めて書面による催告を行ったにもかかわらず当該期間内に相手方当事者がそれを是正しない場合、又は(iii)相手方当事者が第10.1条の規定に違反したと認められる場合。

10. 倫理及びコンプライアンス

10.1 各当事者は、自ら及びそのパートナー、従業員、代理人、代表者、役員、取締役、及びマネージャーについて、汚職、公的又は商業的贈賄に係る支払い又は譲渡が認められないことを表明する。買主は、売主の「行動規範」をオンラインで確認することができる (<https://www.roquette.com/ethics-and-compliance>)。
10.2 買主は、本条件書上の義務を、売主の行動規範に記載されている倫理的行動規範と同等の規範をもって履行することに同意する。
10.3 各当事者は、本契約の履行にあたり個人情報等を扱う場合、適用のある個人情報保護規制を遵守する。

11. 自然災害等の不可抗力

11.1 いずれの当事者も、自然災害、火災、戦争、内戦、テロ行為、暴動、伝染病若しくはパンデミック、ストライキ、法令の制定、改廃、公権力による命令、処分、輸送、通信手段の遅延、断絶その他の当事者の責めによらない事由(以下、それぞれを「不可抗力事由」という)による本契約の履行遅滞又は履行不能について責任を負わないものとする。
11.2 前項の規定にかかわらず、買主は、支払期日が到来した売主に対する債務の支払を免れないものとする。なお、各当事者は、支払期日の延期について別途協議することができる。
11.3 不可抗力事由の影響を受けた当事者は、不可抗力事由が発生したことを遅滞

なく相手方に通知し、相手方の要求に従い、合理的に入手可能な範囲で、当該不可抗力事由の詳細を報告するものとする。

11.4 不可抗力事由が6ヶ月以上継続した場合、各当事者は、相手方に対して書面通知を行うことにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

12. 反社会的勢力の排除

12.1 各当事者の一方が、次のいずれかに該当した場合には、相手方は何らの催告なく、本契約を即時解除することができる。

- (1) 役員又は従業員が反社会的勢力(以下に定義する)の一員である場合
 - (2) 反社会的勢力の構成員が当該当事者の業務運営に関与している場合
 - (3) 当事者が資金を提供し、若しくは便宜を供与することにより、反社会的勢力に関与し、又はこれを支援する場合
 - (4) 当事者が、反社会的勢力によるものと一般に認められる行為を行ったとき
 - (5) その他上記(1)から(4)に準ずる場合
- 12.2 「反社会的勢力」とは、暴力団、総会屋その他これらに準ずるものをいう。

13. 一般

13.1. 各当事者は、本契約又は発注に関連して一方の当事者から提供された、又は、他方当事者に知らされた情報(「秘密情報」)を第三者(本契約又は発注のために知る必要のある自己又は関係会社の役員、従業員、代理人及び取引先を除く)に開示してはならず、また、本契約又は発注の履行の目的以外に使用してはならない。各当事者は、秘密情報が開示される自己又は関係会社の役員、従業員、代理人及び取引先が秘密保持義務を認識し、これに拘束されることに同意させるものとする。

13.2. 明示、黙示を問わず、特許、商標、著作権その他の知的財産権に基づきいかなる権利も、売主から買主に、又は買主から売主に、対し許諾されていない。
13.3. 本契約及び発注は、日本法に準拠する。本契約又は発注に関連して紛争が生じた場合、両当事者は、誠意をもって協議するものとし、1ヶ月間協議しても合意に達しない場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

13.4. 当事者が本契約又は発注に基づき発生する条件又は権利の有効性又は執行可能性に影響を及ぼさない。
13.6. 両当事者、その継承人及び許可された譲受人以外のいかなる当事者も、本契約の条件を行使する権利を有さない。

13.5. 本契約又は発注のいずれかの条項や権利が無効又は執行不能となつた場合でも、他の条項及び権利の有効性又は執行可能性に影響を及ぼさない。

13.6. 両当事者、その継承人及び許可された譲受人以外のいかなる当事者も、本契約の条件を行使する権利を有さない。

13.7. 各当事者は、独立した契約者であり、本契約に明示的に規定されている場合を除き、本契約のいかなる規定も、両当事者間にパートナーシップ、共同事業者又は共同所有者の関係を生じさせるものではなく、他方当事者との間に、代理人、従業員又は代表者の関係を生じさせるものでもない。さらに、他方当事者のために行動する権限、他方当事者のために自らを拘束する権限、又は他方当事者に代わって何らかの義務を引き受け若しくは引き受けさせる権限を付与するものでもない。